

2026年4月1日より

ご主人さま、または実母さまの妊婦健診時の入室時期について変更します

4か月から7か月（12週0日から27週6日）の妊婦健診時に

ご主人さま、実母さま、どちらか1名の入室が可能になります。

\*ただし、予約がない方、お子さまの入室はできません。

\*必ず予約を取って、当日は時間に遅れないようご一緒に受付までお越しください。

\*お子さまは保育室をご利用ください【保育室利用時間9:30~16:30】

受付で入室許可の腕章をお渡しします。必ず腕につけてお待ちください。

診察室で腕章を回収します。健診後は受付・会計待合室が混雑しますので1階でお待ちください。

\*腕章が腕についていない方へスタッフが確認のお声がけをすることがあります。

ご了承ください。

2026年3月18日 鈴木病院